

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十七号

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職等の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（退職手当の支給制限等）

第四条 特別職等が退職をした場合におけるその者（以下この条において「退職をした者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者（知事が退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、知事とする。以下同じ。）は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分（法令の規定による懲戒免職の処分その他の特別職等としての身分を当該特別職等の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。）を受けて退職をした者

二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六条第二号に該当する場合を除く。）、同法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第五号に該当する場合に限る。）又はこれらに準ずる退職をした者

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 特別職等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確

定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間（当該退職手当の支給の基礎となる期間（その期間前に引き続く特別職等としての在職期間があるときは、最初に特別職等となつた日から最後の職を退職をした日までの期間）をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該任命権者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該任命権者が、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の特別職等の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

4 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項、第九項及び第十二項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該遺族に対し、当該退職手当の額を支払を差し止める処分を行うことができる。

5 第二項又は第三項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行つた任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合
- 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、第八項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合
- 六 第四項の規定による支払差止処分を行つた任命権者は、当該支払差止処分を受けた者が第九項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 七 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた任命権者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 八 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者（第一号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職を手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該任命権者が、当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。
- 九 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該遺族に対し、第一項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 10 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額（当該退職をした者の在職期間中に支払われたすべての退職手当の額を含む。以下この条において同じ。）が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退

職をした者に対し、第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該任命権者が、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

11 前項第二号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

12 死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職手当の額が支払われた後において、第十項第二号に該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

13 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下「退職手当の受給者」という。）が、当該退職の日から六月以内に第十項又は前項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第十六項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る任命権者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該任命権者は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

14 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に、次条の規定により一般職員の例により行われる第十項又は第十二項の規定による処分に係る意見の聴取を実施する旨の通知を受けた場合において、第十項又は第十二項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項及び第十六項に規定する場合を除く。）は、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

15 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職

の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第二項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

16 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

17 第十三項から前項までの規定による処分に基づき納付する金額は、第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第十三項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。
第五条に次のただし書を加える。

ただし、一般職退職手当条例第十八条の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職等の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。